

## 令和 6(2024)年度栃木県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）

（令和 6(2024)年 6 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日まで）

### 1 背景及び目的

栃木県では、ニホンジカによる農林業や自然植生の被害軽減及び生物多様性の保全を目的として、「栃木県ニホンジカ管理計画（七期計画）」（第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）」を策定し、捕獲の推進及び被害防止対策に取り組むとともに、その状況等をモニタリングしている。

令和 5(2023)年度に、過去のモニタリングによるデータ等から生息数を推定したところ、平成 25(2013)年度末で 28,868 頭と推定された。県では生息数の確実な減少を図るため、上記の結果及び過去 2 回調査時（平成 26(2014)年度、平成 29(2017)年度）における同時点の推定生息数（23,600 頭、31,700 頭）を比較し、より低い生息数に基づき、令和 10(2030)年度末までに半減以下（生息数 11,800 頭）を目指すこととし、当面の捕獲目標を年間 11,500 頭に設定した。

一方で、近年の農林業被害額は 1 億円程度で推移しており、被害を防ぐためには被害防止対策の推進とともに、上記の捕獲目標を確実に達成することが必要である。

このため、上記の捕獲目標の達成に向け、特定計画において指定管理鳥獣捕獲等事業を活用することを位置づけ、捕獲に取り組む。

### 2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

### 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

| 実施区域名     | 実施期間  |
|-----------|---|
| 日光市（社山）   | 令和 6(2024)年 11 月 1 日～令和 7(2025)年 3 月 31 日（予定）<br>（うち、捕獲作業を行う期間）<br>上記期間のうち延べ 17 日程度 |
| 日光市（松木）   | 令和 6(2024)年 8 月 1 日～令和 7(2025)年 3 月 31 日（予定）<br>（うち、捕獲作業を行う期間）<br>上記期間のうち 180 日間程度  |
| 日光市（千手ヶ原） | 令和 6(2024)年 8 月 1 日～令和 7(2025)年 3 月 31 日（予定）<br>（うち、捕獲作業を行う期間）<br>上記期間のうち 130 日間程度  |
| 日光市（鬼怒沼）  | 令和 6(2024)年 6 月 1 日～令和 6(2024)年 10 月 31 日（予定）<br>（うち、捕獲作業を行う期間）<br>上記期間のうち 20 日間程度  |
| 日光市（鶏頂山）  | 令和 6(2024)年 7 月 1 日～令和 6(2024)年 11 月 30 日（予定）<br>（うち、捕獲作業を行う期間）<br>上記期間のうち 25 日間程度  |

|   |  |
|---|--|
| 日光市（日光白根山）<br>※環境省関東地方環境<br>事務所実施           | 令和6(2024)年6月1日～令和6(2024)年11月30日（予定）<br>（うち、捕獲作業を行う期間）<br>上記期間のうち15日間程度 |
| 矢板市・那須塩原市<br><small>たかはらやま</small><br>（高原山） | 令和6(2024)年8月1日～令和7(2025)年3月31日（予定）<br>（うち、捕獲作業を行う期間）<br>上記期間のうち80日間程度  |

#### 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

| 実施区域名                         | 住所等       | 選定理由  | 他法令等                            |
|-------------------------------|-----------|---|---------------------------------|
| 日光市（社山）                       | 日光市足尾町    | 夏季に奥日光や尾瀬地域に生息するシカは、冬季に越冬地（社山）に集結する。上記越冬地は、徒歩以外でのアクセス手法がないことから、市による有害鳥獣捕獲が進んでいない。 | 日光鳥獣保護区、国有林、日光市鳥獣被害防止計画、日光国立公園  |
| 日光市（松木）                       | 日光市足尾町    | 集落から離れていることにより、捕獲圧が不足している。そのため深刻な生態系被害が発生している。                                    | 日光鳥獣保護区、国有林、日光市鳥獣被害防止計画         |
| 日光市（千手ヶ原）                     | 日光市中宮祠    | 集落から離れていることにより、捕獲圧が不足している。そのため深刻な生態系被害が発生している。                                    | 日光鳥獣保護区、国有林、日光市鳥獣被害防止計画、日光国立公園  |
| 日光市（鬼怒沼）                      | 日光市川俣     | 集落から離れていることにより、捕獲が行われていない。そのため深刻な生態系被害が発生している。                                    | 奥鬼怒鳥獣保護区、国有林、日光市鳥獣被害防止計画、日光国立公園 |
| 日光市（鶏頂山）                      | 日光市川治温泉高原 | 集落から離れていることにより、捕獲圧が不足している。そのため深刻な生態系被害が発生している。                                    | 塩原鳥獣保護区、国有林、日光市鳥獣被害防止計画、日光国立公園  |
| 日光市（日光白根山）<br>※環境省関東地方環境事務所実施 | 日光市湯元     | 集落から離れていることにより、捕獲が行われていない。そのため深刻な生態系被害が発生している。                                    | 日光鳥獣保護区、国有林、日光市鳥獣被害防止計画、日光国立公園  |
| 矢板市・那須                        | 矢板市上伊佐    | 造林地において幼齢木への被   | 国有林、矢板市鳥獣被害                     |

|              |                |  |                    |
|--------------|----------------|--|--------------------|
| 塩原市<br>(高原山) | 野、那須塩原<br>市宇都野 | 害が発生しているが、市境に位置することから、市による有害鳥獣捕獲が進んでいない。 | 防止計画、那須塩原市鳥獣被害防止計画 |
|--------------|----------------|--|--------------------|

## 5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

| 実施区域名                         | 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標 |
|-------------------------------|----------------|
| 日光市（社山）                       | 捕獲数 50 頭       |
| 日光市（松木）                       | 捕獲数 100 頭      |
| 日光市（千手ヶ原）                     | 捕獲数 40 頭       |
| 日光市（鬼怒沼）                      | 捕獲数 10 頭       |
| 日光市（鶏頂山）                      | 捕獲数 10 頭       |
| 日光市（日光白根山）<br>※環境省関東地方環境事務所実施 | 捕獲数 10 頭       |
| 矢板市・那須塩原市<br>(高原山)            | 捕獲数 50 頭       |

## 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

### (1) 捕獲等の方法

#### ① 使用する猟法と規模

| 実施区域       | 使用する猟法   | 捕獲等の規模   |
|------------|--|--|
| 日光市（社山）    | 銃猟（忍び猟）<br>・ライフル銃、非鉛製銃弾を使用<br>実施区域は、急峻な地形であることから、対岸斜面に向かって、300m 程度離れた遠距離から射撃可能なライフル銃の使用が必要な場合がある。また、当該区域は、上述の理由により視認性が高く、安全に捕獲作業に取り組むことが可能である。 | 銃 猟 : 34 人日程度                                      |
| 日光市（松木）    | わな猟（くくりわな、囲いわな）  | くくりわな : 3600 基日程度<br>囲いわな : 360 基日程度               |
| 日光市（千手ヶ原）  | わな猟（箱わな、囲いわな）<br><br>銃猟  | 箱わな : 600 基日程度<br>囲いわな : 120 基日程度<br>銃 猟 : 20 人日程度 |
| 日光市（鬼怒沼）   | わな猟（くくりわな）   | くくりわな : 320 基日程度                                   |
| 日光市（鶏頂山）   | 銃猟   | 銃 猟 : 50 人日程度                                      |
| 日光市（日光白根山） | わな猟（くくりわな）   | くくりわな : 200 基日程度                                   |

|                    |                            |                 |
|--------------------|----------------------------|-----------------|
| ※環境省関東地方環境事務所実施    |                            |                 |
| 矢板市・那須塩原市<br>(高原山) | わな猟（くくりわな）<br>銃猟（止めさしに限る。） | くくりわな：2220 基日程度 |

## ②作業手順

|   |
|---|
| <p><b>【関係者との調整】</b></p> <p>関係機関との協議及び利害関係人からの意見聴取を行い、事業実施に対する合意形成を図る。</p> <p><b>【捕獲等の実施】</b></p> <p>本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に事業を委託し、捕獲を実施する。捕獲等の実施に際して豚熱ウイルスに対する防疫措置を講じる。</p> <p><b>【安全管理】</b></p> <p>受託者には下記①～③の安全管理対策を講じるように適切に監督するとともに、地理的条件から、事故発生時の対応が遅れる可能性があるため、緊急連絡体制の整備等については十分に配慮する。</p> <p>①安全教育、訓練等の実施</p> <p>②安全管理体制の構築</p> <p>③安全管理対策の実施（第三者及び従事者）</p> <p><b>【捕獲等をした個体の回収・処分方法】</b></p> <p>捕獲個体については各地区の状況を考慮し、原則として埋設又は焼却により適切に処分するが、日光市（社山）における銃猟に関しては、非鉛製狩猟弾を利用するとして上で現場放置を認めるとともに、日光市（鬼怒沼及び日光白根山）におけるわな猟に関しては、歩道から十分離れた位置への残置を認める。</p> <p><b>【錯誤捕獲への対応方針】</b></p> <p>ニホンジカ以外の獣が錯誤捕獲された場合は、原則として放獣する。ただし、指定管理鳥獣であるイノシシが捕獲された場合は殺処分とする。</p> <p><b>【捕獲情報の収集及び評価】</b></p> <p>わな設置箇所毎の捕獲数、捕獲個体の雌雄、成獣・幼獣の別等の情報を収集する。得られた結果については、捕獲効率や捕獲時期等のデータを分析・評価し、学識経験者等の意見を踏まえ、より効果的な実施方法について検討する際の判断材料とする。</p> |
|---|

## (2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

|  |
|--|
| <p>(栃木県実施①)</p> <p><b>【放置場所】</b></p> <p>日光市（社山）</p> <p><b>【放置理由】</b></p> <p>急峻な斜面での捕獲活動となり、捕獲個体の回収が困難であるため。</p> <p><b>【放置条件】</b></p> |
|--|

非鉛製ライフル実包の使用

(栃木県実施②)

**【放置場所】**

日光市（鬼怒沼）

**【放置理由】**

アクセス困難地域での捕獲活動となり、捕獲個体の回収が困難であるとともに、埋設による自然植生の攪乱のおそれがあるため。

**【放置条件】**

歩道から十分離れた位置への残置

(環境省関東地方環境事務所実施)

**【放置場所】**

日光市（日光白根山）

**【放置理由】**

アクセス困難地域での捕獲活動となり、捕獲個体の回収が困難であるとともに、埋設による自然植生の攪乱のおそれがあるため。

**【放置条件】**

歩道から十分離れた位置への残置

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

**【実施主体】**

栃木県・環境省関東地方環境事務所

**【実施方法】**

業務委託

**【委託の範囲】**

指定管理鳥獣の捕獲及び附帯する業務一式

**【想定される委託先】**

認定鳥獣捕獲等事業者

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

わな設置箇所周辺に表示板を設置し、事故の防止を図る。

銃猟に関しては、事業実施前に関係機関に周知を行うとともに、実施区域周辺に注意看板を設置することにより、事故の防止を図る。

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

特になし。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

特になし。

(2) 事業において配慮すべき事項

捕獲の実施にあたっては、希少猛禽類やその他の野生生物の生息に支障とならないよう配慮するよう、捕獲従事者に周知徹底する。

(3) 地域社会への配慮

捕獲の実施にあたっては、本意事業への不安や不信感を与えないよう、事業実施内容を地元住民へ周知徹底する。



令和6(2024)年度指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域図(ニホンジカ)



